

本条：追加（昭和五二年六月法律六八号）、一項：一部改正（旧一九条の二）；繰下（平成二年〇月法律九五号）、一・二項：一部改正（平成四年二月法律一〇五号）、二項：削除（平成五年一月法律八九号）、本条：一部改正、一項：一部改正、二項：追加（平成九年六月法律八五号）、一項：一部改正（平成二二年六月法律一〇五号）、一・二項：一部改正（平成二二年二月法律一六〇号）、一項：一部改正（平成二二年六月法律一〇五号）、一五年六月九三号、一八年二月五号）

委任 二項の「環境省令」ハ本法施行規則V一五条

罰則 一項関係ハ本法V二五条一項五号・三三三号

第十九条の四の二 前条第一項に規定する場合（第九条の九第一項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分が行われた場合に限る。）において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者（処分者等を除く。以下「認定業者」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならぬ。

一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。

二 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該処分が行われることを知り、又

は知ることができたときその他第九条の九第六項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

本条：追加（平成一五年六月法律九三号）

委任 二項で準用する一九条の四第二項の「環境省令」ハ本法施行規則V一五

条の二

罰則 一項関係ハ本法V二五条一項五号・三三三号

第十九条の五 産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（第十九条の三第三号に掲げる場合及び当該処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。）は、必要な限度において、次に掲げる者（次条及び第十九条の八において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該処分を行った者（第十一条第二項又は第三項の規定によりその事務として当該処分を行った市町村又は都道府県を除く。）

二 第十二条第三項若しくは第四項、第十二条の二第三項若しく

様式第二号の六（第八条の二十一関係）

		産 業 廃 棄 物		管 理 票	
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	交付担当者	氏名	
事業者	氏名又は名称		事業場	名称	
	住所 電話番号			所在地 電話番号	
産業廃棄物	種類		数量	荷姿	
中間処理 業者	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）				
最終処分 場所	所在地				
運搬受託者	氏名又は名称		運搬先 の場	名称	
	住所 電話番号		事業	所在地 電話番号	
	氏名又は名称		積 又は	管 え	
処分受託者	住所 電話番号		替 又は	保 管	
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印	運搬 終了	平成 年 月 日	有価物 拾
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領印	処分 終了	平成 年 月 日	最終 処分
最終処分 を行った場所	所在地				

(記載上の注意)

- 1 日本工業規格 Z8305に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 2 余白には斜線を引くこと。集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
- 3 「数量」及び「有価物拾」の欄は、具体的な荷姿を記載すること。
- 4 「荷姿」の欄は、バラ、トラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

本様式…追加（平成12年8月7日・令115号）、全部改正（平成17年9月環境令17号）、一部改正（平成18年7月環境令23号）

## ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

### 等の一部を改正する法律等の施行に

#### ついて

平成十八年三月十五日  
環境庁発第〇六〇三二五〇〇一  
号 各都道府県知事・各政令市市長あて 環境省大臣官房廃棄物・  
リサイクル対策部長通知

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十二号。以下「改正法」という。）が平成十七年五月十八日に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第三百十号。以下「改正政令」という。）が平成十七年九月三十日にそれぞれ公布され、改正法（附則第一条第二号に規定する部分に限る。）及び改正政令（附則第一条第二号に規定する部分に限る。）が平成十八年四月一日から施行されることとなっている。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二

百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物関係事務等を行う市の長に係る改正

#### 1 改正の趣旨

改正法による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「旧法」という。）では、都道府県知事が行う産業廃棄物の関係事務等（旧法第二十条の二第一項に規定する廃棄物再生事業者の登録事務を除き、旧法第八条に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可等の事務を含む。以下「産業廃棄物関係事務等」という。）は、保健所を設置する市又は特別区（地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五条に規定する市又は特別区をいい、以下「保健所設置市」という。）にあつては、当該市長又は区長が行うこととされていた。（ただし、特別区にあつては地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律（平成六年法律第八十四号）附則第十二条において、当分の間、産業廃棄物関係事務等は東京都知事が行うものとされた。）

しかし今日において、経済活動の広域化等に伴い、産業廃棄物の処理については広域化が進み、また、大規模な不適正処理

### ○ 容器包装に係る分別収集及び再商品

#### 化の促進等に関する法律第七条第一

#### 項の規定に基づき、平成十八年度以

#### 降の五年間についての分別基準適合

#### 物の再商品化に関する計画を定めた

#### 件

〔平成十八年一月三十日号外〕  
財務省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、告示第一号  
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律百二十二号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、公表し、平成十八年四月一日から施行する。

なお、平成十四年農林水産省、厚生労働省、  
環境省、経済産業省、告示第二号（容器包

装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づき、平成十五年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を定めた件）は、平成十八年三月三十一日限り、廃止する。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年 大蔵省、厚生省、令第一号。以下

「規則」という。）第四条第一号に定める分別基準適合物（以下

「無色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。）

1 各年度において再商品化がされる量の見込み

平成十八年度から平成二十二年度までの各年度において再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年 度	再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み（単位 千トン）
（平成）	
十八	一五〇
十九	一五〇
二十	一五〇
二十一	一五〇
二十二	一五〇

(目的)

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

本条…一部改正(平成三年一〇月法律九五号)

趣 旨

一 本条は、この法律の目的を定めたものである。本法の解釈及び運用は、本条の目的規定を基本として行われる。

二 廃棄物の処理に関する法規制は、汚物の衛生的処理を目的として明治三十三年に制定された汚物掃除法に始まるが、その後、この法律は、昭和二十九年に全面改正され、廃棄物処理法の前身である清掃法が制定されるに至った。

清掃法においても、「汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする」と規定され、清潔の保持や公衆衛生の見地からの措置に重点が置かれている。

一方、廃棄物処理法は、我が国の経済発展や国民生活の向上等に伴う廃棄物の量的増大と質的な変化という事情を背景として、公害関係諸法に共通の「生活環境の保全」という理念を目的に加え、この法律が廃棄物の適正処理を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上という二つの目的を持つものである。

三 平成三年の法改正においては、廃棄物の適正処理を図っていくためには、単に廃棄物が排出されて以降の事後的な対応にとどまらず、廃棄物の排出そのものを抑制し、また、廃棄物の減量化・リサイクル(再資源化)を積極的に進めていくこ